

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



長野地区社保協・活動報告

長野市と懇談しました

12月24日、長野地区社保協は長野市介護保険課と国民健康保険課と懇談しました。懇談前に当会から提出した要望書にたいし、文書回答を得ています(裏面に一部掲載)。

懇談では現場からの声を伝え、あらためて長野市の詳しい説明を求めました。

国民健康保険課との懇談

市単独の減免制度の創設について要望

愛知県一宮市の制度を紹介

当会側からは、菅田会長、谷口事務局次長、東條幹事(長野医療生協)、成田幹事(長野地区労連)と事務局長藤本の5名が参加しました。国民健康保険課は課長をはじめ4名でした。

東條幹事、成田幹事より、年金生活者・非正規労働者の生活と、保険料を負担することの困難を訴えました。そして、保険料を引き下げること、特別な事情による市単独の減免制度の創設をすること、所得階層別の滞納件数の把握をすることの3点を、あらためて要望しました。

市単独の減免制度については愛知県一宮市の制度(減免理由として、70歳以上、要介護4以上、18歳未満、身障手帳1級～4級ほか)を紹介し、また滞納世帯の所得階層別の把握については松本市の取り組み(松本市国民健康保険運営協議会・資料)を紹介しました。いずれも長野市として参考にし、検討したいとのことでした。

介護保険課・高齢者活躍支援課との懇談

補足給付見直しで、ひと月3万円負担増の例も

当会側からは、長野医療生協の介護職員3名(長野中央介護センターつるがより北村事務長、湯本課長。老健ふるさとより介護職員の丸山さん)と、事務局長藤本の4名が参加しました。長野市側は、介護保険課は課長をはじめ4名、高齢者活躍支援課は2名の計6名でした。

当会からの参加者4名がそれぞれ発言し、職員確保の困難の現状、利用者負担の重さ、補足給付(低所得者の食費・居住費の補助)の見直しによる影響等について長野市に伝えました。

補足給付の見直しについては、老健ふるさとでの実際の事例を丸山さんから訴えました。見直しが実施された8月以降に、食費・居住費の負担が増した4人の事例では、3人が入所で月あたり22,000円から3万円の負担増、1人がショートステイ利用で9,000円の負担増がありました。国の制度変更ということが初めは理解されず、「老健が値上げしたの?」と誤解されてしまったことも伝えました。

介護保険課でも補足給付の担当者にたいし、市民から制度変更にたいする問合せが寄せられているとのことでした。当会側からは、介護現場や、自治体に寄せられている声を国に伝えてほしいと要望を伝えました。

国民健康保険課に提出した要望と回答（一部）

○保険料の軽減について

（要望）一般会計からの法定外繰入れを行い、また繰入金を減額する計画を中止してください。また基金を活用してください。これらにより、保険料の引き下げをしてください。

（回答）法定外繰入については、早期に赤字を解消し、財政健全化を図ることが重要であると考えています。基金については、今年度予算で取り崩す予定としています。保険料については、計画的に増額改定を行うこととしていますが、新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響等を考慮し、令和3年度の増額は見送ることとしました。保険料の引き下げは、現状では困難ですが、将来の実現に向け、歳入面では収納率の更なる向上、歳出面では特定健診等の強化を図り、特に脳血管疾患や心臓疾患、慢性腎不全を重点的に予防することで、医療費の適正化を図り、県への納付金の削減につなげてまいりたいと考えています。

（要望）保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など、税控除対象にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充してください。

（回答）低所得世帯に対しては基準に基づき軽減を行っています。市単独の減免の創設は地域化により安定的な制度運営を図る国保制度改革の趣旨にそぐわないこと、並びに、減免分を保険料の増額により賄うこととなるため、考えていません。

（要望）令和2年度の滞納世帯について、所得階層別および年齢階層別の件数を示してください。

（回答）令和2年度の滞納世帯の所得階層別の件数については把握していません。年齢階層別の件数については、次のとおりです。

※令和3年3月31日現在

世帯主の年齢	世帯	%
～19歳	3	0.1
20～39歳	1,630	23.8
40～59歳	2,792	40.8
60～69歳	1,342	19.6
70歳～	1,070	15.7
合計	6,837	100.0

介護保険課に提出した要望と回答（一部）

○利用料負担の軽減や減免について

（要望）長野市介護保険利用者負担援護事業の対象者および軽減額を拡充してください。保険料の滞納があっても事業を利用できるようにしてください。

（回答）利用者負担援護金の支給対象者および軽減額の拡充は、利用者が増加しており、財政上課題があることから考えておりません。今後も対象者の経済的負担が軽減されるよう、制度の周知に努めてまいります。介護保険料を負担していただいている方との公平性の観点から、保険料の滞納のある方については、対象とすることは考えておりません。

（要望）災害や、世帯収入の大幅な減少の事情のある場合に申請できる、利用者負担額減免の制度をあらゆる機会をつうじて周知してください。制度の対象要件を緩和してください。

（回答）利用者負担額の減免については、介護保険課のホームページや長野市高齢者サービスガイドでお知らせしております。今後は、月2回発行している長野市介護保険フレッシュ情報でも、定期的に制度の周知を図ってまいります。対象要件は、①生活保護の被保護者でないこと、②世帯員全員の前年の合計所得金額が1,000万円以下、③主たる生計維持者の合計所得金額の見込額（保険金等で補填される金額を含む。）が、前年の合計所得金額と比べ10分の3以上の減少であること、となっております。国の基準に基づき実施するものであるため、要件の緩和については考えておりません。

○補足給付の見直しについて

（要望）補足給付の見直しによる低所得者の負担増を受け、施設入所の食費・居住費に対する市独自の補助制度の実施を検討してください。

（回答）介護保険の制度改正により、令和3年8月から、一定以上の収入がある方の食費の負担限度額が引き上げられました。また、預貯金の上限額の引き下げにより、補足給付の対象外となり、居住費の負担が増える場合があります。在宅で暮らす人の食費・居住費やデイサービスを利用する人の食費は全額自己負担であることとの公平性を確保しつつ、介護保険制度が安定的に継続できるように改正されたものですので、市独自の補助制度の実施については考えておりません。